

奈良市脱炭素先行地域計画策定業務委託仕様書

1 業務名称

奈良市脱炭素先行地域計画策定業務（以下「本業務」という。）

2 業務の対象区域

市内全域から選定したエリア（全域とした場合は全域）

3 総則

本仕様書は、奈良市（以下「発注者」という。）が実施する本業務について適用するものとする。

本業務は、契約書、関係規程及びこの仕様書に基づいて実施するものとする。

4 業務の目的

本市は、2023年9月に策定した「奈良市ゼロカーボン戦略」において、市民、事業者、各種団体と連携し、市域の再エネ導入を図るとともに省エネ化やエネルギー転換を図り、2030年度までに2013年度比50%削減、2050年までに市内の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を明記しており、具体的な施策展開が必要となっているところである。

国は、2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域を「脱炭素先行地域」として選定している。少なくとも100か所の脱炭素先行地域の選定が予定されており、これまで4回の選定が行われた結果、74の地域が選ばれている。

そこで、本業務委託は「奈良市ゼロカーボン戦略」の趣旨を踏まえ、本市の地域が「脱炭素先行地域」として選定されることを目指し、以下に示す業務のコンセプトを踏まえて対象地域を設定、脱炭素先行地域計画（以下「計画」という。）を策定した上で、国への提案応募や審査対応手続等も含めて遂行することを目的とする。

また、以下に示す本市の脱炭素化の取組に係るコンセプトを踏まえて、対象地域の設定、計画の策定を行うものとする。

【脱炭素化の取組に係るコンセプト】

聖武天皇－大仏造立の詔（抜粋）

「誠に三方の威霊に頼りて、乾坤（けんこん）相泰（やすら）かに、万代の副業を修めて、動植ことごとく栄えんことを欲す」

（現代語訳）

三宝（仏・法・僧）によって、世の中が平和になり、永遠に続く善行を積み、動植物が皆ともに繁栄することを心から望む。

本市は、春日山原始林や名勝月ヶ瀬梅林などの美しい自然と、寺社仏閣をはじめとする豊かな歴史・文化的環境に囲まれている。これらの環境に配慮しながら、脱炭素化への取組の推進と、持続可能な国際文化観光都市としての魅力やさらなる価値の醸成を両輪で進めていく。

5 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

6 業務の概要

本業務は、環境省による脱炭素先行地域の選定に向けて、「脱炭素先行地域募集要領」、「脱炭素先行地域づくりガイドブック」及び「脱炭素先行地域の選定・評価に係る配点」等の提案募集における最新の資料の内容を踏まえ、以下のとおり「脱炭素先行地域」として選定され得る地域の設定及び計画を策定するものとし、国への提案応募手続や審査対応等も業務に含めるものとする。

「脱炭素先行地域」の第5回募集（令和6年夏頃予定）への応募に向け、国の募集情報に留意しながら業務を進めるものとする。

（1）地域課題等の調査・分析及び脱炭素先行地域の設定

ア 地域課題の調査・分析等

本市の特色や別に作成する関連計画等を踏まえ、地域課題を調査・分析・整理すること。なお、景観法、風致地区条例等市内の規制地区等については「奈良市地図情報公開サイト・都市計画の検索・印刷」

(<https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/111/7260.html>) で確認可能。

イ エネルギー需要量及び再エネポテンシャルの調査・分析

上記アを踏まえ、本市が脱炭素先行化に取り組むべき候補地域を設定し、当該地域内の電力需要量についての分析並びに市全域へ脱炭素を派生・展開するにあたり重要なエネルギー需要家について分析を行うこと。あわせて、当該地域内の利活用可能な再エネの賦存量とこれを踏まえた再エネの導入可能量のポテンシャルについて分析を行うこと。なお、調査・分析にあたっては、本市全域の電力需要量等との比較等を行うものとする。

ウ 脱炭素先行地域の設定

上記ア、イ及び本市等との協議を踏まえて、脱炭素先行地域を設定する。なお、設定に当たっては、これまでの選定結果等を十分に分析したうえで検討すること。また、受託候補者選定後、本市での検討状況等について情報を共有する。

(2) 脱炭素先行地域での脱炭素化の取組の検討

ア 民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出の実質ゼロの取組の検討

脱炭素先行地域の要件や申請書に留意したうえで、脱炭素先行地域における民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出量が2030年度までに実質ゼロとなるような取組を検討すること。そのうえで当該取組による再エネ等の電力供給量と省エネによる電力削減量を明らかにすること。

イ 民生部門電力以外の温室効果ガス排出削減等の取組の検討

脱炭素先行地域の要件や申請書に留意したうえで、脱炭素先行地域における民生部門電力以外の温室効果ガスの排出量を削減するための具体的な取組を検討すること。

ウ 取組には地域課題の解決、地域への裨益及び他地域への波及効果を見込むものとする。

(3) 脱炭素先行地域の設定に関わる合意形成の支援

脱炭素先行地域に立地する需要家を中心としたステークホルダーの間で、脱炭素先行地域の実現に向けて(2)ア～イを推進していくために合意形成の支援をすること。

また、計画推進のための庁内の合意形成に向けた取組や支援を検討すること。

(4) 脱炭素先行地域のシナリオ及びスケジュールの設定

(1)～(3)を踏まえて、計画の実現可能性を示すため、脱炭素先行地域の選定要件を満たす持続可能な資金調達方法や実施主体などを想定した具体的なシナリオ及び脱炭素先行地域における取組を事業の優先度及び効果の観点から無理のないスケジュールを設定すること。また、事業化に向けた事業スキームの想定と関係者の役割分担を産官学民の観点で整理すること。

(5) 概算コストの把握

(4)のシナリオ実現のための概算コストを算出すること。

(6) 進捗管理体制の構築

(4)のシナリオ実現にあたり、進捗管理の実施方法及び進捗管理体制を構築すること。進捗管理は、シナリオの実現状況が数値目標等によって定量的に評価できる手

法を検討すること。

(7) 「脱炭素先行地域」の第5回募集への応募書類の作成支援等

ア (1) から (6) の結果をもとに、「脱炭素先行地域」の第5回募集への応募書類の作成支援を行うこと。

イ 応募後に行われる環境省等によるヒアリングに係る支援を行うこと。

(8) 選定結果判明後の対応支援

ア 第5回募集で選定された場合、選定された計画の実行・進捗管理に向けた対応の検討を行うこと。

イ 第5回募集で選定されなかった場合、環境省等から示される総評や個別の評価結果を踏まえ、第6回募集の応募に向けた対応を行うこと。

7 成果品等

本業務の成果品として以下を提出すること。

ア 報告書 一式

イ 脱炭素先行地域応募書類 一式

ウ 打合せ議事録

エ その他発注者が指示する資料

8 業務実施に関する留意事項

(1) 受注者は、業務の実施に当たり、本仕様書に基づくとともに関係法令、上位計画等を遵守すること。

(2) 受注者は、業務の実施に当たり、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。

(3) 受注者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。

(4) 受注者は、本業務委託の一部を再委託する場合は、あらかじめ発注者に書面による承諾を得ること。

(5) 受注者は、本業務委託契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、継承させてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

9 打合せ及び協議記録

業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と発注者は定期的に打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、受注者がその都度記録し、発注者の確認を得ること。

1 0 検査及び引渡し

受注者は、業務を完了したときは、その旨及び成果品の引渡しを発注者に通知するとともに主任技術者立会いのもと、成果品及びその他の関係資料を整え、納入しなければならない。

発注者は、通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会の上、各業務の完了を確認するための検査を終了しなければならない。

1 1 貸与する資料及び使用制限

本業務に当たっては、発注者は受注者より申請があれば資料を貸与するものとする。

なお、受注者は貸与された資料が本業務上必要であっても発注者の承諾なくして複製してはならない。受注者は本業務完了後、速やかに発注者へ返納するものとする。また、受注者は貸与された資料に損傷ならびに滅失、盗難等のないように慎重に取り扱わなければならない。

1 2 秘密事項等

本業務の実施に当たり、奈良市個人情報保護条例及び下記の事項について遵守するものとする。

- (1) 本業務の過程で知り得た秘密事項、あるいは資料などを発注者の許可なく他に公表してはならない。
- (2) セキュリティ対策及び個人情報保護に精通し、外部への情報漏洩の無きよう徹底した管理を実施しなければならない。

1 3 権利関係

- (1) 本業務の成果品の著作権等はすべて発注者に帰属するものとし、発注者の承認を受けずに他に公表、貸与又は使用等をしてはならない。

なお、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由により不良箇所が発見された場合は、速やかに必要な措置を講じるものとし、これに要する経費は受注者が負担するものとする。

- (2) 本業務の履行にあたって、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- (3) 文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を必ず明記すること。

1 4 その他

この業務仕様書は、本業務の大要を示したものであり、業務遂行に当たっては、発注者と密接に連絡をとり、疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議の上で決定すること。

1 5 担当課（問合せ先）

奈良市 環境部 環境政策課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話：0742-34-4591

電子メール：zerocarbon@city.nara.lg.jp